

別添 4（第 8 条関係）

条件付一般競争入札公告共通事項書（業務委託）

1 適用

本書で定める事項は、日南市条件付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて実施する入札について適用する。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の入札公告日から開札日までのいずれの日においても、日南市指名競争入札参加者資格及び指名基準等に関する要綱（平成21年日南市告示第28号）第9条に規定する指名停止を受けていない者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立の事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、市の指名競争入札参加に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは、国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札参加制限基準（平成25年決裁）に規定する系列関係にある者（同一のJVの構成員である場合は除く。）が、同一入札に参加していないこと。

3 最低制限価格の設定

この入札においては、最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

4 入札説明書等の閲覧等

- (1) 次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から入札日前日まで閲覧に供する。
 - ① 入札公告の写し
 - ② 条件付一般競争入札公告共通事項書
 - ③ 特記仕様書（省略する場合がある）
 - ④ その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料（以下「その他資料」という。）
- (2) 入札説明書等は、日南市ホームページ（<http://www.city.nichinan.lg.jp/>）に掲載するものとする。ただし、掲載することが困難な場合は、財政課において配付又は閲覧する。

5 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 入札説明書等に関する質問は、公告日から開札日の4日前まで、委託担当課において受け付けるものとする。
- (2) 質問に対する回答は、開札日の2日前までに行うものとする。
- (3) 質問及び回答の方法は、FAXによるものとする。

6 入札参加手続

- (1) 入札に参加しようとする者がJVである場合は、入札日の4日前までに、条件付一般競争入札参加申込書（別記様式第2号）及び共同企業体協定書を提出しなければならない。

7 入札保証金

入札保証金については、日南市財務規則（平成21年日南市規則第50号。以下「規則」という。）第112条の規定による。

8 入札書の記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

契約は、入札金額に100分の110を掛けた金額で契約する。

9 落札候補者の決定等

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札の開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、抽選で落札候補者を決定する。
- (3) 市長は、落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留するものとする。

10 入札参加資格確認申請

- (1) 市長は、落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（実施要領別記様式第4号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。
 - ① 同種業務実績調書（実施要領別記様式第7号）
 - ② 配置予定技術者等の資格・工事实績調書（実施要領別記様式第8号）
 - ③ その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める資料
- (2) 落札候補者は、前号に掲げる申請書等を、入札日の翌週の月曜日の午前中（月曜日が休日の場合は、火曜日の午前11時）までに、財政課に提出するものとする。
- (3) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めないものとする。
- (4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合、又は、市長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 資格確認は、申請書等が提出された後、ただちに財政課で行うものとする。ただし、資格確

認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

11 落札者の決定

- (1) 市長は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定し、当該確認結果を入札参加資格確認結果通知書（実施要領別記様式第9号。以下「確認通知書」という。）により落札者に通知するものとする。
- (2) 市長は、落札候補者に入札参加資格がないとした場合においては、確認通知書により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求められることができる旨を教示するものとする。
- (3) 落札決定から契約締結までに、暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものであることが判明した場合には当該落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

12 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受領した者は、当該通知を受領した日から3日以内に、市長に対して書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求められることができる。
- (2) 市長は、前項の説明を求める書面を受領したときは、当該書面を受領した日から3日以内に、当該説明を求めた者に対して書面により回答するものとする。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、財政課を経て、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、入札参加資格があるとする確認通知書により回答するものとする。
- (4) 前項の場合に13の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（実施要領別記様式第10号）により当該他の落札候補者に通知するものとする。

13 次順位者の資格確認

- (1) 市長は、落札候補者の資格確認を行い入札参加資格がないとした場合は、当該落札候補者の次に予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を落札候補者として資格確認を行うものとする。
- (2) 前項の規定による資格確認は、入札参加資格がないとされた落札候補者に11の(3)に規定する通知をした日から行うことができる。ただし、当該落札候補者から12の(1)に規定する説明を求める書面を受領したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は10の(5)に規定する期間を算定するにあたり除くものとする。

14 入札の無効

規則第121条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札